

議案第 6 1 号

渋川市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 6 年 6 月 1 3 日提出

渋川市長 高 木 勉

渋川市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

渋川市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成 2 6 年渋川市条例第 4 4 号）の一部を次のように改正する。

第 7 条の 3 第 2 項中「居宅訪問型保育事業所」を「居宅訪問型保育事業者」に改める。

第 1 5 条第 3 項中「身体的状況」の次に「及び嗜好」を加える。

第 2 9 条第 2 項第 3 号中「2 0 人」を「1 5 人」に改め、同項第 4 号中「3 0 人」を「2 5 人」に改め、同条第 3 項中「又は看護師」を「、看護師又は准看護師」に改める。

第 3 1 条第 2 項第 3 号中「2 0 人」を「1 5 人」に改め、同項第 4 号中「3 0 人」を「2 5 人」に改め、同条第 3 項中「又は看護師」を「、看護師又は准看護師」に改める。

第 4 4 条第 2 項第 3 号中「2 0 人」を「1 5 人」に改め、同項第 4 号中「3 0 人」を「2 5 人」に改め、同条第 3 項中「又は看護師」を「、看護師又は准看護師」に改める。

第 4 7 条第 2 項第 3 号中「2 0 人」を「1 5 人」に改め、同項第 4 号中「3 0 人」を「2 5 人」に改め、同条第 3 項中「又は看護師」を「、看護師又は准看護師」に改める。

附則第 2 条第 2 項中「社会福祉施設等の調理設備」を「社会福祉施設等の調理施設」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

理 由

家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、所要の改正をしようとするものである。

渋川市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例（案）新旧対照表

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
（自動車を運行する場合の所在の確認） 第7条の3 （略） 2 家庭的保育事業者等（<u>居宅訪問型保育事業者</u>を除く。）は、利用乳幼児の送迎を目的とした自動車（運転者席及びこれと並列の座席並びにこれらより一つ後方に備えられた前向きの座席以外の座席を有しないものその他利用の態様を勘案してこれと同程度に利用乳幼児の見落としのおそれが少ないと認められるものを除く。）を日常的に運行するときは、当該自動車にブザーその他の車内の利用乳幼児の見落としを防止する装置を備え、これを用いて前項に定める所在の確認（利用乳幼児の降車の際に限る。）を行わなければならない。 （食事） 第15条 （略） 2 （略） 3 食事は、前項の規定によるほか、食品の種類及び調理方法について栄養並びに利用乳幼児の身体的状況及び嗜好を考慮したものでなければならない。 4・5 （略） （職員） 第29条 （略） 2 保育士の数は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める数の合計に1を加えた数以上とする。 （1）・（2） （略） （3） 満3歳以上満4歳に満たない児童 おおむね<u>15人</u>につき1人（法第6条の3第10項第2号の規定に基づき受け入れる場合に限る。次号において同じ。） （4） 満4歳以上の児童 おおむね<u>25人</u>につき1人 3 前項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該小規模保育事業所A型に勤務する保健師、<u>看護師又は准看護師</u>を、1人に限り、保育士とみなすことができる。	（自動車を運行する場合の所在の確認） 第7条の3 （略） 2 家庭的保育事業者等（<u>居宅訪問型保育事業所</u>を除く。）は、利用乳幼児の送迎を目的とした自動車（運転者席及びこれと並列の座席並びにこれらより一つ後方に備えられた前向きの座席以外の座席を有しないものその他利用の態様を勘案してこれと同程度に利用乳幼児の見落としのおそれが少ないと認められるものを除く。）を日常的に運行するときは、当該自動車にブザーその他の車内の利用乳幼児の見落としを防止する装置を備え、これを用いて前項に定める所在の確認（利用乳幼児の降車の際に限る。）を行わなければならない。 （食事） 第15条 （略） 2 （略） 3 食事は、前項の規定によるほか、食品の種類及び調理方法について栄養並びに利用乳幼児の身体的状況_____を考慮したものでなければならない。 4・5 （略） （職員） 第29条 （略） 2 保育士の数は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める数の合計に1を加えた数以上とする。 （1）・（2） （略） （3） 満3歳以上満4歳に満たない児童 おおむね<u>20人</u>につき1人（法第6条の3第10項第2号の規定に基づき受け入れる場合に限る。次号において同じ。） （4） 満4歳以上の児童 おおむね<u>30人</u>につき1人 3 前項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該小規模保育事業所A型に勤務する保健師<u>又は看護師</u>を、1人に限り、保育士とみなすことができる。

(職員)

第31条 (略)

2 保育従事者の数は、次の各号に掲げる乳幼児の区分に応じ、当該各号に定める数の合計数に1を加えた数以上とし、そのうち半数以上は保育士とする。

(1)・(2) (略)

(3) 満3歳以上満4歳に満たない児童 おおむね15人につき1人（法第6条の3第10項第2号の規定に基づき受け入れる場合に限る。次号において同じ。）

(4) 満4歳以上の児童 おおむね25人につき1人

3 前項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該小規模保育事業所B型に勤務する保健師、看護師又は准看護師を、1人に限り、保育士とみなすことができる。

(職員)

第44条 (略)

2 保育士の数は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める数の合計数以上とする。ただし、保育所型事業所内保育事業所一につき2人を下回ることとはできない。

(1)・(2) (略)

(3) 満3歳以上満4歳に満たない児童 おおむね15人につき1人（法第6条の3第12項第2号の規定に基づき受け入れる場合に限る。次号において同じ。）

(4) 満4歳以上の児童 おおむね25人につき1人

3 前項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該保育所型事業所内保育事業所に勤務する保健師、看護師又は准看護師を1人に限り、保育士とみなすことができる。

(職員)

第47条 (略)

2 保育従事者の数は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める数の合計数に1を加えた数以上とし、そのうち半数以上は保育士とする。

(1)・(2) (略)

(3) 満3歳以上満4歳に満たない児童 おおむね15人につき1人（法第6条の3第12項第2号の規定に基づき受け入れる場合に限る。次号において同じ。）

(職員)

第31条 (略)

2 保育従事者の数は、次の各号に掲げる乳幼児の区分に応じ、当該各号に定める数の合計数に1を加えた数以上とし、そのうち半数以上は保育士とする。

(1)・(2) (略)

(3) 満3歳以上満4歳に満たない児童 おおむね20人につき1人（法第6条の3第10項第2号の規定に基づき受け入れる場合に限る。次号において同じ。）

(4) 満4歳以上の児童 おおむね30人につき1人

3 前項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該小規模保育事業所B型に勤務する保健師 又は看護師 を、1人に限り、保育士とみなすことができる。

(職員)

第44条 (略)

2 保育士の数は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める数の合計数以上とする。ただし、保育所型事業所内保育事業所一につき2人を下回ることとはできない。

(1)・(2) (略)

(3) 満3歳以上満4歳に満たない児童 おおむね20人につき1人（法第6条の3第12項第2号の規定に基づき受け入れる場合に限る。次号において同じ。）

(4) 満4歳以上の児童 おおむね30人につき1人

3 前項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該保育所型事業所内保育事業所に勤務する保健師 又は看護師 を1人に限り、保育士とみなすことができる。

(職員)

第47条 (略)

2 保育従事者の数は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める数の合計数に1を加えた数以上とし、そのうち半数以上は保育士とする。

(1)・(2) (略)

(3) 満3歳以上満4歳に満たない児童 おおむね20人につき1人（法第6条の3第12項第2号の規定に基づき受け入れる場合に限る。次号において同じ。）

(4) 満4歳以上の児童 おおむね<u>25人</u>につき1人 3 前項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該小規模型事業所内保育事業所に勤務する保健師、<u>看護師又は准看護師</u>を、1人に限り、保育士とみなすことができる。 附 則 (食事の提供の経過措置) 第2条 (略) 2 前項の規定にかかわらず、施行日以後に家庭的保育事業の認可を得た施設等については、施行日から起算して10年を経過する日までの間は、第15条、第22条第4号(調理設備に係る部分に限る。)及び第23条第1項本文(調理員に係る部分に限る。)の規定は、適用しないことができる。この場合において、当該施設等は、利用乳幼児への食事の提供を家庭的保育事業所等内で調理する方法(第10条の規定により、当該家庭的保育事業所等の調理設備又は調理室を兼ねている他の<u>社会福祉施設等の調理施設</u>において調理する方法を含む。)により行うために必要な体制を確保するよう努めなければならない。	(4) 満4歳以上の児童 おおむね<u>30人</u>につき1人 3 前項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該小規模型事業所内保育事業所に勤務する保健師<u>又は看護師</u>を、1人に限り、保育士とみなすことができる。 附 則 (食事の提供の経過措置) 第2条 (略) 2 前項の規定にかかわらず、施行日以後に家庭的保育事業の認可を得た施設等については、施行日から起算して10年を経過する日までの間は、第15条、第22条第4号(調理設備に係る部分に限る。)及び第23条第1項本文(調理員に係る部分に限る。)の規定は、適用しないことができる。この場合において、当該施設等は、利用乳幼児への食事の提供を家庭的保育事業所等内で調理する方法(第10条の規定により、当該家庭的保育事業所等の調理設備又は調理室を兼ねている他の<u>社会福祉施設等の調理設備</u>において調理する方法を含む。)により行うために必要な体制を確保するよう努めなければならない。
---	--